

[事案 2023-316] 入院給付金支払請求

・令和6年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年4月に両肩腱板断裂等にて入院したため、平成30年12月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款に定める入院に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)本入院は、他病院での手術後、リハビリ入院が必要と紹介され行ったものである。
- (2)本入院中の外出は、暴行を受けての怪我であったため、警察や検察庁等の呼び出しに応じたものであり、そのための移動は、自分で車の運転ができず、全て妻の運転で出向いている。
- (3)手術後は、装具を6週間着用しなければならず、入浴も介助が必要であった。

<保険会社の主張>

入院の必要性は、保険事故発生当時の医学水準によって客観的に判断されることから、入院開始前および入院中の申立人の症状、入院中の医師の診察状況・程度、治療内容等からは、本入院は約款に定める入院に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。